

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 8 月 29 日（金）第 647 号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

公 告

- 公募によらない指定管理者の候補者選定の公告（2件）（自然保護課取扱い） 1
○指定管理者の公募公告（3件）（森林経営課取扱い） 2
（森づくり推進課取扱い） 4

公 告

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 公の施設の名称
鹿児島県高千穂河原ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）
- 公の施設の所在地
霧島市霧島田口2583番地12
- 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
(1) ビジターセンターの施設、設備等の維持管理に関する業務
(2) ビジターセンターが所在する自然公園の自然及び人文に係る資料の展示及び解説に関する業務
(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、ビジターセンターの管理に関して知事が必要と認める業務
- 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで
- 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第7条第1項第4号

公募によらない指定管理者の候補者選定の公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）第7条第1項の規定により、次のとおり公募によらず指定管理者の候補者を選定することとした。

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
鹿児島県屋久島環境文化村センター（以下「文化村センター」という。）	熊毛郡屋久島町宮之浦823番地1
鹿児島県屋久島環境文化研修センター（以下「研修センター」という。）	熊毛郡屋久島町安房2739番地343

- 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) 文化村センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。(4)及び(5)において同じ。）及び研修センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。(4)及び(5)において同じ。）の維持管理に関する業務
 - (2) 文化村センター及び研修センターの利用を通じた屋久島における環境学習の推進に関する業務
 - (3) 文化村センター及び研修センターの利用を通じた屋久島における環境保全の推進に関する業務
 - (4) 文化村センターの施設及び研修センターの施設の利用の許可に関する業務
 - (5) 文化村センターの施設及び研修センターの施設の利用に係る料金に関する業務
 - (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの設置及び管理に関する条例（平成 8 年鹿児島県条例第 14 号）第 1 条の目的を達成するため知事が必要と認める業務
- 3 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 4 適用条文
鹿児島県公の施設に関する条例第 7 条第 1 項第 4 号
.....

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 公の施設の名称
森の研修館かごしま（以下「研修館」という。）
- 2 公の施設の所在地
始良市蒲生町上久徳
- 3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲
 - (1) 研修館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (2) 研修館を利用した研修に関する業務
 - (3) 研修館の施設の使用の許可に関する業務
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、研修館の管理に関して知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
- 5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格
 - (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
 - (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
 - (5) 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

(7) 次に掲げる林業技術研修が実施できること。

ア 伐木等機械の運転の業務に係る特別教育

イ 走行集材機械の運転の業務に係る特別教育

ウ 機械集材装置の運転の業務に係る特別教育

エ 簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育

オ 伐木等の業務に係る特別教育

カ 刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育

キ 林業架線作業主任者講習

(8) 次に掲げる技能講習に係る登録教習機関として鹿児島労働局長の登録を受けていること又はその登録を受けることが確実であると認められること。

ア はい作業主任者技能講習

イ 小型移動式クレーン運転技能講習

ウ フォークリフト運転技能講習

エ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習

オ 不整地運搬車運転技能講習

カ 玉掛け技能講習

キ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習

6 複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。この場合において、5の(1)に掲げる要件は、当該複数の団体等のうちいずれかの団体等が該当すればよいものとする。

7 申請の方法

(1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）

ウ 管理の業務に関する収支予算書

エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）

オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県環境林務部森林経営課担い手育成係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）

8 申請を受け付ける期間

令和7年9月10日（水）から同年10月1日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、令和7年10月1日午後5時15分までに必着のこと。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

(1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

(4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定

める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県環境林務部森林経営課担い手育成係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）において、令和7年8月29日（金）から同年10月1日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、配布する。

.....

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）第4条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和7年8月29日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

鹿児島県民の森（以下「県民の森」という。）

2 公の施設の所在地

霧島市及び姶良市

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

- (1) 県民の森の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 県民の森の施設の利用の許可に関する業務
- (3) 県民の森の利用に係る料金に関する業務
- (4) 県民の森における行為の許可に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、県民の森の管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 条例第5条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

- (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

6 複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等が共同して申請することができる。この場合において、5 の(1)に掲げる要件は、当該複数の団体等のうちいずれかの団体等が該当すればよいものとする。

7 申請の方法

(1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）

ウ 管理の業務に関する収支予算書

エ 法人にあっては、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他の基本約款）

オ 申請書を提出する日の直前 2 事業年度における決算に関する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県環境林務部森づくり推進課緑化保護係（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890－8577）

8 申請を受け付ける期間

令和 7 年 9 月 10 日（水）から同年 10 月 1 日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、郵送により提出する場合は、令和 7 年 10 月 1 日午後 5 時 15 分までに必着のこと。

9 条例第 6 条各号に掲げる選定の基準

(1) 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

(4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

(1) 詳細は、募集要綱によるものとする。

(2) 募集要綱は、鹿児島県環境林務部森づくり推進課緑化保護係（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890－8577）において、令和 7 年 8 月 29 日（金）から同年 10 月 1 日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、配布する。

.....

指定管理者の公募公告

鹿児島県公の施設に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 13 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、次のとおり指定管理者の公募を行う。

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 公の施設の名称

鹿児島県照葉樹の森（以下「照葉樹の森」という。）

2 公の施設の所在地

肝属郡錦江町

3 指定管理者に行わせる管理の業務の範囲

(1) 照葉樹の森の施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 照葉樹の森の施設の使用の許可に関する業務

(3) 照葉樹の森における行為の許可に関する業務

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、照葉樹の森の管理に関して知事が必要と認める業務

4 指定管理者に管理の業務を行わせる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

5 条例第 5 条の規定による申請（以下「申請」という。）に必要な資格

- (1) 鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 鹿児島県から指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人県民税，法人事業税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

なお，資格要件確認のため，鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 役員等が，暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している団体等

エ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど，直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している団体等

カ 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請をしようとする団体等

6 複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的な管理運営を図る上で必要な場合は，複数の団体等が共同して申請することができる。この場合において，5の(1)に掲げる要件は，当該複数の団体等のうちいずれかの団体等が該当すればよいものとする。

7 申請の方法

(1) 申請書類

ア 指定管理者指定申請書

イ 管理の業務に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）

ウ 管理の業務に関する収支予算書

エ 法人にあっては，法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては，定款その他の基本約款）

オ 申請書を提出する日の直前2事業年度における決算に関する書類

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書類の提出先

鹿児島県環境林務部森づくり推進課緑化保護係（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

8 申請を受け付ける期間

令和7年9月10日（水）から同年10月1日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお，郵送により提出する場合は，令和7年10月1日午後5時15分までに必着のこと。

9 条例第6条各号に掲げる選定の基準

(1) 事業計画書の内容が，住民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が，当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに，管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

(4) その他知事が当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

10 その他

- (1) 詳細は、募集要綱によるものとする。
- (2) 募集要綱は、鹿児島県環境林務部森づくり推進課緑化保護係（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890－8577）において、令和 7 年 8 月 29 日（金）から同年 10 月 1 日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間、配布する。